

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
第四十五条第四項の都道府県知事の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

八 生活保護法第五十五条の八第一項の被保護者健康管
理支援事業の実施に関する事務
九 生活保護法第六十三条の保護に要する費用
の返還に関する事務
十 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八

て準用する場合を含む。)の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

号) 第二十二条第一項の療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給に関する事務とする。

第二十条 法別表第一の二十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第一百六十一号)第五条第一項の留守家族手当、同法第十六条第一項の葬祭料、同法第十七条第一項の遺骨の引取りに要する経費若しくは同法第二十六条の障害一時金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての

六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
施行令第七条第二項若しくは第四項の氏名を
変更したとき、若しくは居住地を移したとき

これらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、滞納額の更正若しくは決定、滞納額の告知、督促、内規等との併用等の旨を規定する。

九 条第一項の明渡しの請求に関する事務

十 一 公営住宅法第三十条第一項のあつせん等の審査又はその申出に対する応答に関する事務

十 二 公営住宅法第二十九条第六項の家賃の決定又は同条第七項の金銭の徴収に関する事務

十 三 公営住宅法第二十九条第八項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事實についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

二 審査又はその申請に対する応答に関する事務

一 未帰還者留守家族等援護法第十二条第一項
若しくは未帰還者留守家族等援護法施行規則
(昭和二十一年厚生省令第四十二号)第五条
若しくは第七条の届出の受理、その届出に係
る事実についての審査又はその届出に対する
応答に関する事務

三 未帰還者留守家族等援護法第十二条第一項
の留守家族手当の額の改定の申請の受理、そ
の申請に係る事実についての審査又はその申

第十五 条 行政令第十条第一項の精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務

の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、督促、滞納処分その他の譲渡割の賦課徴収に関する事務又は譲渡割に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

の請求等に関する事務
第十九条 公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務

請に対する応答に関する事務
第二十条の二 法別表第一の二十一の項の主務省
令で定める事務は、次のとおりとする。

一 私立学校教職員共済法（昭和二十一年法律
第二百四十五号）による加入者（同法第二十
五条において読み替えて準用する国家公務員
共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八
号）附則第十二条第三項の特例退職加入者を
含む。）若しくはその被扶養者に係る申請等
(申請、届出又は申出をいう。以下この号に
おいて同じ。)（注記、）につき、

二 公営住宅法第十六条第四項若しくは第二十 八条第四項の収入の把握に関する事務

出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査は、その届出等に対する応答に関する事務。戦傷病者戦没者遺族等護護法による給付の支給を受けている者に係る届出の受理、その

二 私立学校教職員共済法第十四条第一項の加入者（第六号において「加入者」という。）の資格の得喪に関する事務

三 私立学校教職員共済法第二十条第一項又は第三項の短期給付の支給に関する事務

四 公営住宅法第十八条第一項の敷金の徵収に関する事務

四
単條例を單獨に適用する場合の法律別表(日本)
和二十七年厚生省令第十六号) 第四十一条第一項の年金証書等に関する事務
第十九条の二 法別表第一の二十の二の項の主務
省令で定める事務は、防衛省の職員の給与等に

七 生活保護法第五十五条の五第一項の進学準備金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査並びにその口説に対する応答に関する事務

- 四　国家公務員共済組合法第五十一条第一項又は第五十二条の短期給付の支給に関する事務

五　國家公務員共済組合法第五十五条の二第一項の一部負担金に係る措置に関する事務

六　國家公務員共済組合法第九十八条第一項（第二号から第四号までを除く。）の福祉事業の実施に関する事務

七　國家公務員共済組合法による掛金に関する事務

八　國家公務員共済組合法第二百二十六条の五第二項の任意継続組合員（同法附則第十二条第三項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号において同じ。）の掛け金の払込み又は同法第二百二十六条の五第三項の任意継続組合員の掛け金の前納に関する事務

九　國家公務員共済組合法による組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用標準負担額減額認定証、特別療養証明書、船員組合員証、船員組合員被扶養者証又は船員組合員療養補償証明書に関する事務

十　國家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第二百二十七条の五の船員組合員の一部負担金等の返還に関する事務

一一　組合員の資格の得喪に関する事務

一二　組合員に係る標準報酬の月額、標準期末手当等の額又は組合員期間に関する事務

一三　國家公務員共済組合法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第七号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

一四　國家公務員共済組合法第七十四条の退職等年金給付の支給に関する事務

一五　退職等年金分掛金（國家公務員共済組合法第二百条第二項に規定する退職等年金分掛金をいう。）に関する事務

一六　平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項又は第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の國家公務員共済組合法第三十七条の組合員の資格の得喪に関する事務

第

- 八 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金について適用するものとされた厚生年金保険法の規定による事務として行う第二十二条の二第二項各号に掲げる事務に準ずる事務

二十四条 法別表第一の三十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務

二 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務（前号に掲げるものを除く。）

三 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務

四 国民健康保険法第四十四条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務

五 国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務

六 国民健康保険法第七十六条第一項若しくは第九条の保健事業の実施に関する事務

七 第二項の保険料の徴収又は同条第三項の保険料の賦課に関する事務

八 国民健康保険法第八十二条第一項又は第九条の提供等の求めに関する事務

二十四条の二 法別表第一の第三十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による被保険者に係る請求等（請求、申

第

- 二　国民年金法による被保険者の資格に関する事務（前号に掲げるものを除く。）

三号において申出をいう。以下この号及び第三号において同じ。の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

二　国民年金法による被保険者の資格に関する事務（前号に掲げるものを除く。）

三　国民年金法による給付の支給及び当該給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

四　国民年金法による給付の支給に関する事務

五　国民年金法による保険料その他徴収金に関する事務

六　国民年金法第百八条第一項又は第二項の資料の提供等の求めに関する事務

二十四条の二の二　法別表第一の三十二の項の主務省令で定める事務は、国民年金法第二百二十八条第一項の年金の支給に関する事務（地方税法第三百五十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書等支払報告書、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五条第一項第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）とする。

二十四条の三　法別表第一の三十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　国民年金法第二百二十八条第五項の規定により、国民年金基金連合会が委託を受けて行う業務に関する事務（地方税法第三百五十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、所得税法第二百二十五条第一項第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

二　国民年金法第三百三十七条の十五第一項の年金の支給に関する事務（地方税法第三百五十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、所得税法第二百二十五条第一項第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

二十四条の四　法別表第一の三十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第一百六十号）第三条第一項の退職金共済契約若しくは同法第四十一条第一項の特定業種退職金共済契約の申込みの受理、その申込みに

- 二 中小企業退職金共済法による退職金等又は差額の支給を受ける権利に係る請求等（請求、申出、届出又は報告をいう。以下この号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

三 中小企業退職金共済法による退職金等又は差額の支給に関する事務

四 中小企業退職金共済法第二十一条（同法第五十一条において準用する場合を含む。）の退職金等の返還に関する事務

二十四条の五 法別表第一の三十三の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 知的障害者福祉法第十五条の四の障害福祉サービスの提供に関する事務

二 知的障害者福祉法第十六条第一項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務

三 知的障害者福祉法第二十七条の費用の徴収に関する事務

二十六条 法別表第一の三十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二項の入居敷金の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十九条の家賃若しくは敷金の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

五 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務

六 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十四条の収入状況の報告の請求等又は同法第四十八条の条例で定める事項に関する事務

七 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十五号)による改正前の公営住宅法(以下この条において「旧公営住宅法」という。)第十二条第一項の家賃の決定に関する事務

八 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第十二条(旧公営住宅法第二十二条の二第三項において準用する場合を含む。)の第三項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは割増賃料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

九 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十二条の二第二項の割増賃料の徴収に関する事務

十 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十二条の四前段のあつせん等に関する事務

十一 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十二条の四前段のあつせん等に関する事務

第27条 法別表第一の三十六の項の主務省令で定める事務は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第十一条の職業指導等の実施に関する事務とする。

第二十八条 法別表第一の三十六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第四十九条の十第一項の避難行動要支援者名簿の作成に関する事務

二 災害対策基本法第四十九条の十四第一項の個別避難計画の作成に関する事務

三 災害対策基本法第九十条の二第一項の罹災証明書の交付の申請の受理、その申請に係る

事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四 災害対策基本法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務

五 住宅地区改良法第二十九条の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

二 児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務

三 児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

四 児童扶養手当法第十六条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

五 児童扶養手当法第二十八条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

六 児童扶養手当法第三十条の資料の提供等の求めに関する事務

七 児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第三条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

八 前各号に掲げるもののほか、児童扶養手当による申告物納及び延納その他の賦課又は徴収に関する事務

九 児童扶養手当法第一の三十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 財産税法(昭和二十一年法律第五十二号)による申告による課税価額の計算、予定納税額の減額、国税の免除、控除若しくは還付その他の賦課又は徴収に関する事務

二 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)による課税価格の計算及び控除、申告及び還付、延納及び物納その他の賦課又は徴収に関する事務

三 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区

域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)による揮発油税法(昭和三十年法律第五十五号)、地方揮発油税法(昭和三十年法律第一百四号)、石油ガス税法(昭和四十年法律第一百五十六号)及び石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)の特例、免税物品の譲渡の禁止その他の賦課又は徴収に関する事務

五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税通則法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十ニ号)による賦課に関する事務

六 酒税法(昭和二十八年法律第六号)又は所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第三十九条による課税標準の計算、免税及び税額控除、申告及び納付、担保の提供、還付若しくは充当、附帶税予、担保の提供、還付若しくは充当、附帶税予及び停止その他の徴収に関する事務

七 同法第二条第四号に規定する附帯税をいうによる国税の納付義務の確定、納税の猶予、不服審査その他の賦課又は徴収に関する事務

八 同法第二条第四号による附帯税をいうの減免、調査(犯則事件の調査を含む)、不服審査その他の賦課又は徴収に関する事務

九 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)による消費税、揮發油税、地方揮發油税、石油ガス税若しくは石油石炭税の徴収、免税調達資材等の譲受けの制限その他の賦課又は徴収に関する事務

十 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)による所得税法等の特例その他の賦課又は徴収に関する事務

十一 遺産、相続及び贈与に対する租税に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)による所得税法等の特例その他の賦課又は徴収に関する事務

十二 重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法等の特例等に関する法律(昭和二十九年法律第九十九号)による二重課税に関する申立ての手続その他の賦課又は徴収に関する事務

十三 地方揮發油税法による申告その他の賦課又は徴収に関する事務

十四 相続税法(昭和二十二年法律第百七十五号)による所得金額の見積額の計算、予定納税額の減額、国税の免除、控除若しくは還付その他の賦課又は徴収に関する事務

十五 税額控除その他の賦課又は徴収に関する事務

十六 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十二年法律第九十四号)による滞納処分の強制執行等の手続の調整に係る事務

十七 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十二年法律第九十四号)による滞納処分の強制執行等の手続の調整に係る事務

十八 法別表第一の三十七の項の主務省令による滞納処分の強制執行等の手続の調整に係る事務

十九 石油ガス税法による課税標準の計算、免税及び税額控除、申告及び納付その他の賦課又は徴収に関する事務

二十 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)による納付、申告及び還付その他の賦課又は徴収に関する事務

二十一 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)による徴収に関する事務

二十二 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

(昭和四十四年法律第四十六号)による免税
芸能法人等の役務提供の対価に係る源泉徴収
及び所得税の還付、配当等に対する事務
に係る所得税の税率の特例等、割引債の償還
差益に係る所得税の還付、保険料を支払つた
場合等の所得税の課税の特例、租税条約に基づく
認定その他の賦課又は徵収に関する事務
二十三 小笠原諸島振興開発特別措置法 (昭和
四十四年法律第七十九号)による帰島に伴う
譲渡所得等の課税の特例その他の賦課に関する事務
二十四 自動車重量税法 (昭和四十六年法律第
八十九号)による還付その他の徵収に関する事務
二十五 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律
(昭和四十六年法律第二百二十九号)による
内国消費税等の特例その他の賦課に関する事務
二十六 航空機燃料税法 (昭和四十七年法律第
七号)による申告その他の賦課又は徵収に関する事務
二十七 石油石炭税法による免税及び税額控
除、申告及び納付その他の賦課又は徵収に関する事務
二十八 たばこ税法 (昭和五十九年法律第七
二号)、所得税法等の一部を改正する法律
(平成二十七年法律第九号)附則第五十二条
又は所得税法等の一部を改正する法律(平成
三十年法律第七号)附則第五十一条による免
税及び税額控除、申告及び納付その他の賦課
又は徵収に関する事務
二十九 消費税法による税額控除、申告、還付
その他の賦課又は徵収に関する事務
三十 地価税法 (平成三年法律第六十九号)
による申告その他の賦課に関する事務
三十一 内国税の適正な課税の確保を図るため
の国外送金等に係る調書の提出等に関する法律
(平成九年法律第一百十号)による国外送金
等に係る告知書及び調書の提出等、国外証券
移管等に係る告知書及び調書の提出等、国外財
産に係る調書の提出等その他の賦課に関する事務
**三十二 電子計算機を使用して作成する国税関
係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律**
(平成十一年法律第二十五号)による国税通則
法の特例その他の賦課に関する事務
**三十三 一般会計における債務の承継等に伴い
必要な財源の確保に係る特別措置に関する法**

第三十条の二 務省令で定
一　国税通
二　加入者情
番号等の三

法別表第一の三十八の二の項の主
める事務は、次のとおりとする。
則法第七十四条の十三の四第一項の
報の管理に関する事務
則法第七十四条の十三の四第二項の
提供に関する事務
法別表第一の三十九の項の主務省
事務は、次のとおりとする。
務員等共済組合法（昭和三十七年法
十二号）による組合員（同法附則第
三項の特例退職組合員を含む。）若
の被扶養者に係る申請等（申請、届
出をいう。以下この号において同
文理、その申請等に係る事実につい
又はその申請等に対する応答に關す
に関する事務
に係る標準報酬の月額（地方公務員、
合法第四十三条第一項に規定する標
月額をいう。）、標準期末手当等の額
四十四条第一項に規定する標準期末
額をいう。）又は組合員期間（同法
第一項に規定する組合員期間をい

療養受療証、限度額適用認定証、特別療養証明書、標準負担額減額認定証、特別療養証明書、船員組合員証、船員組合員被扶養者証又は船員組合員療養補償証明書に関する事務

十一　地方公務員等共済組合法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出）をいう。（以下この号及び第十三号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

十二　平成二十四年一元化法附則第六十条第五項又は第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第三十九条の組合員の資格の得喪に関する事務

十三　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第二百五十三号）第三条に規定する給付、平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の支給並びにこれらの給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実につ

三

二 老人福祉法第二十一条の費用の支弁又は同法第二十八条第一項の費用の徴収に関する事務

三 老人福祉法第三十六条の調査等の求めに関する事務

三十三条 法別表第一の四十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 戰傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）による戦傷病者手帳に関する事務

二 戰傷病者特別援護法第九条の援護に係る請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

三十四条 法別表第一の四十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項若しくは附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

る事務
際観光旅客税法（平成三十年法律第
による納付その他の徴収に関する

十四条の二第三項の任意継続組合員の掛金の前納に関する事務
十 地方公務員等共済組合法による組合員証、

第

三十二条 法別表第一の四十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

興特別所得税の申告 還付その他の
徴収に関する事務

第二項の任意継続組合員（同法附則第十八条第七項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号にお

Page 1

金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する

賦課又は徴収に関する事務
日本大震災からの復興のための施策
るために必要な財源の確保に関する
法（平成二十三年法律第二百七十九号）

八 康診査等の実施に関する事務
地方公務員等共済組合法による掛金に関する事務

第

第一百七八八条の船員組合員の一部負担金等の返還に関する事務

に関する事務
日本大震災の被災者等に係る国税関
臨時特例に関する法律(平成二十三
二十九号)による法人税法等の特例

七 等年金給付の支給に関する事務
　地方公務員等共済組合法第百十二条第一項
(第一号の二から第三号までを除く。)の福祉
事業及び同法第百十二条の二第一項の特定建

Page 1

行う第二十二条の二第三項各号に掲げる事務に準ずる事務

特別税の申告その他の賦課又は徴収事務
税特別措置の適用状況の透明化等に
律(平成二十二年法律第八号)によ

五 地方公務員等共済組合法第五十七条の二第一項の一部負担金に係る措置に関する事務
六 地方公務員等共済組合法第七十六条の退職

Page 1

十四 平成二十四年一元化法附則第六十五条规定
一項に規定する退職共済年金、障害共済年金
又は遺族共済年金について適用するものとさ
れた厚生年金保険法の規定による事務として

いての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

三 前二号に掲げるもののほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する事務

第三十五条 法別表第一の四十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項、第三十一条の七第一項若しくは第三十三条第一項若しくは第三十二条第一項の便宜の供与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 前号に掲げるもののほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項、第三十一条の七第一項若しくは第三十三条第一項の便宜の供与に関する事務

第三十六条 法別表第一の四十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。次号において同じ。）の給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 前号に掲げるもののほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条の給付金の支給に関する事務

第三十七条 法別表第一の四十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第五条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当証書に関する事務

三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十三条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において読み替えて準用する児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求

の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務（特別児童扶養手当に係るものに限る。）

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十七条の資料の提供等の求めに係る事務

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十八号）

第三条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

前各号に掲げるもののほか、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する事務

法別表第一の四十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務（障害児福祉手当又は特別障害者手当に係るものに限る。）

三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十七条の資料の提供等の求めに係る事務

国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

前各号に掲げるもののほか、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務

法別表第一の四十八の項の主務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別

弔慰金支給法（昭和四十年法律第二百号）第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第四十条 法別表第一の四十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 母子保健法（昭和四十年法律第二百四十一号）第十条の保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務
- 二 母子保健法第十二条の新生児の訪問指導の実施に関する事務
- 三 母子保健法第十二条第一項の健康診査の実施又は同法第十三条の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務
- 四 母子保健法第十五条の妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務
- 五 母子保健法第十六条第一項の母子健康手帳の交付に関する事務
- 六 母子保健法第十七条第一項の妊娠産婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務
- 七 母子保健法第十八条の低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務
- 八 母子保健法第十九条第一項の未熟児の訪問指導の実施に関する事務
- 九 母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務
- 十 母子保健法第二十二条の四第一項の費用の徴収に関する事務
- 十一 母子保健法第二十二条第二項の母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務

第四十一条 法別表第一の五十の項の主務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第二百九号）第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第四十二条 法別表第一の五十一の項の主務省令で定める事務は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第二百三十二号）第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する事務とする。

第四十二条 法別表第一の五十三の項の主務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第四十三条 法別表第一の五十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第一百二十一号）による補償の請求の受理又はその請求に係る事実についての審査に関する事務

二 地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金の支給の決定に係る申請若しくは報告の受理又はその申請若しくは報告に係る事実についての審査に関する事務

三 地方公務員災害補償法による年金である補償を受ける権利に係る申請、報告、届出若しくは請求の受理又はその申請、報告、届出若しくは請求に係る事実についての審査に関する事務

四 地方公務員災害補償法による福祉事業の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務

五 地方公務員災害補償法による補償の支払又は福祉事業の実施に関する事務

第四十三条の二 法別表第一の五十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第一百三十五号）第十六条第一項又は第十八条第一項の年金である給付の支給に関する事務（地方税法第三百七十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、所得税法第二百一十五条第一項第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

二 石炭鉱業年金基金法第十七条又は第十八条第一項の一時金である給付の支給に関する事務（地方税法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

第四十三条の三 法別表第一の五十五の二の項の主務省令で定める事務は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十五条の二第一項の預金等に係る債権の額の把握（同法第三十七

定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八

的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第八号に規定する支払に関する

付の支給及び当該給付の受給権者に関する事務とする。

七 農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七

二 確定給付企業年金法第二十九条第二項第一号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。)

号又は第九十一条の二十二第三項若しくは第五項の遺族給付金の支給に関する事務(相続税法第五十九条第一項に規定する調書に関する事務に限る。)

三 確定給付企業年金法第八十九条第六項の残余財産の分配に関する事務（相続税法第五十九条第一項に規定する調書、地方税法第三百二十八条の十四に規定する特別徵收票、所得

税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に關する調書又は同法第二百二十六条第二項に規定する源泉徵收票に關する事務に限る。)

四 開てた事務に附る
確定給付企業年金法第九十一条の十九第三項若しくは第九十二条の二十三項の老齢給付金又は遺族給付金の支給に関する事務(相

省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 確定拠出年金法第七十三条（同法第七十三条の二の規定により適用する場合を含む。）において準用する司法第二十八条第一号の老

齢給付金又は同条第三号の死亡一時金の支給に関する事務（相続税法第五十九条第一項に規定する調書、地方税法第三百一十七条の六第

四項に規定する公的年金等支払報告書 同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二

十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。)
二 確定拠出年金法附則第三条の脱退一時金の支給に關する事務(第1号得元法第二百二十五条)

支給に關する事務（所得稅法第二百二十五条第一項第四号又は第八号に規定する支払に関する調書に関する事務に限る。）

省令で定める事務は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第二百一号。次条において

しくは同法第十七条の三の規定により返還させる学資支給金の返還の期限の猶予若しくは免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四 独立行政法人日本学生支援機構法第十七条の学資貸与金の回収又は同法第十七条の三の規定により返還させる学資支給金の回収若しくは同法第十七条の四第一項の不正利得の徵収に関する事務

第五十九条 法別表第一の八十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

第五十八条 削除 法別表第一の八十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六百六十六号）第六条第二項若しくは第二項の特別障害者給付金の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

二 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による受給資格者証に関する事務

三 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第八条第一項の特別障害給付金の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

四 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第十六条の二第一項の未支払の請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

五 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第二十七条第一項若しくは第二項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

六 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第二十九条の資料の提供等の求めに関する事務

七 前各号に掲げるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する事務

八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条又は第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務

第五十九条 法別表第一の九第二項の地域相談支援給付決定の変更又は同法第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十五条第一項の支給決定の取消し、同法第五十二条第十項の支給地域相談支援給付決定の変更又は同法第五十七条第一項の支給認定の取消しに関する事務

六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十二条第二項の支給決定の取消し、同法第五十二条第十項の支給地域相談支援給付決定の取消し又は同法第五十七条第一項の支給認定の取消しに関する事務

七 前各号に掲げるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十四条第二項の支給認定の変更又は同法第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務

八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十二条第二項の支給決定の取消し、同法第五十二条第十項の支給地域相談支援給付決定の変更又は同法第五十七条第一項の支給認定の取消しに関する事務

第六十条 法別表第一の八十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条の資料の提供等の求めに関する事務

二 石綿による健康被害の救済に関する法律第五十九条第二項の特別遺族年金の支給を受けける権利に係る請求等（請求、申請、届出又は報告をいう。以下この号において同じ。）の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

三 石綿による健康被害の救済に関する法律第五十九条第二項の特別遺族年金の支給（同法第十三条号）第十二条の資料の提供等の求めに関する事務

四 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第二十七条第一項若しくは第二項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

五 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第二十九条の資料の提供等の求めに関する事務

六 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第二十九条第一項若しくは第二項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

七 前各号に掲げるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する事務

八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条又は第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務

第六十一条 法別表第一の九十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成十二年法律第十八号）第四条の就学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十条第一項の支給に関する事務

三 石綿による健康被害の救済に関する法律第五十九条第二項の特別遺族年金の支給を受けける権利に係る請求等（請求、申請、届出又は報告をいう。以下この号において同じ。）の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

四 子ども・子育て支援法第二十二条第一項の教育・保育給付認定若しくは同法第二十三条第一項の教育・保育給付認定の変更の認定証に係る事務

五 子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第十五条第一項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

六 子ども・子育て支援法第二十四条第一項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務

七 子ども・子育て支援法第二十七条第一項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

八 子ども・子育て支援法第三十条第一項、第二十九条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

九 子ども・子育て支援法第三十条の五第七項の規定により教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

十 子ども・子育て支援法第三十条の七若しくは子ども・子育て支援法施行規則第二十八条の十二第一項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

十一 子ども・子育て支援法第三十条の八第一項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務

十二 子ども・子育て支援法第三十条の九第一項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務

十三 子ども・子育て支援法第三十条の十一の子育てのための施設等利用給付に係る支給に関する事務

十四 子ども・子育て支援法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務

第六十八条の二 法別表第一の九十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）による給付の支給及び当該給付の受給権による請求等（請求又は届出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

二 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による給付の支給に関する事務

三 年金生活者支援給付金の支給に関する法律の規定による過誤払いによる返還金又は微収金に関する事務

四 年金生活者支援給付金の支給に関する法律第三十七条の資料の提供等の求めに関する事務

第六十九条 法別表第一の九十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年法律第六十三号」という。）附則

第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年法律第六十三条第一項の規定による改正前の厚生年金保険法（次号及び次条において「改正前厚生年金保険法」という。）第一百三十一条第一項の老人年金給付の支給に関する事務（地方税法第三百七十六条第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

二 平成二十五年法律第六十三号附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百三十一条第二項の一時金である給付の支給に関する事務（地方税法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項に規定する源泉徴収票に限る。）

三 平成二十五年法律第六十三号附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百三十一条第三項の年金である給付又是一時金である給付の支給に関する事務（相続税法第五十九条第一項に規定する調書、地方税法第三百一十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項に規定する支払に関する事務に限る。）

四 平成二十五年法律第六十三号附則第三十四条第四項の残余財産の分配に関する事務（相続税法第五十九条第一項に規定する調書、地方税法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

五項の規定により、企業年金連合会又は平成二十五年法律第六十三号附則第三十七条の規定によりなお存続する企業年金連合会が委託を受けて行う業務に関する事務（相続税法第五十九条第一項に規定する調書、地方税法第三百七十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

二 平成二十五年法律第六十三号附則第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十六条第二项若しくは第四十七条第三項の存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給に関する事務（相続税法第五十九条第一項に規定する調書、地方税法第三百七十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

三 平成二十五年法律第六十三号附則第四十五条第三項若しくは第五項又は第四十九条第三項若しくは第五項の存続連合会遺族給付金の支給に関する事務（相続税法第五十九条第一項に規定する調書に関する事務に限る。）

四 平成二十五年法律第六十三号附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一条第五項の規定により平成二十五年法律第六十三条附則第三条第十三号に規定する存続連合会が承継した老齢年金給付の支給に関する事務（地方税法第三百七十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、所得税法第二百二十五条第一項第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

五 平成二十五年法律第六十三号附則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条の二第三項の老齢年金給付の額の加算又は一時金である給付の支給に関する事務（地方税法第三百七十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十

四に規定する特別徴収票 所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。)

六 平成二十五年法律第六十三号附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一条第二項の老齢年金給付の支給に関する事務（地方税法第三百七十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、所得税法第二百二十五条第一項第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

七 平成二十五年法律第六十三号附則第六十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一条第五項の老齢年金給付又は一時金である給付の支給に関する事務（地方税法第三百七十六条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百一十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

八 平成二十五年法律第六十三号附則第六十三条第一項若しくは第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年法律第六十三条第一項第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第九十一条の二第三項若しくは第九十五条の三第三項の老齢給付金又は遺族給付金の支給に関する事務（相続税法第五十九条第一項に規定する調書、地方税法第三百七十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十二条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

九 平成二十五年法律第六十三号附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年法律第六十三号第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第九十一条の五第三項又は第五項の遺族給付金の支給に関する事務（相続税法第五十九

条第一項に規定する調書に関する事務に限る。)

十 平成二十五年法律第六十三号附則第七十条

第三項の残余財産の分配に関する事務（相続税法第五十九条第一項に規定する調書、地方

税法第三百二十八条の十四に規定する特別徵

収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号

若しくは第八号に規定する支払に関する調書

又は同法第二百二十六条第二項に規定する源泉徵收票に関する事務に限る。）

十一 平成二十五年法律第六十三号附則第七十一条

第四項の規定により平成二十五年法律第六

十三条附則第三条第十五号に規定する連合会

が承継した年金である給付又は一時金である

給付の支給に関する事務（相続税法第五十九

条第一項に規定する調書、地方税法第三百十

七条の六第四項に規定する公的年金等支払報

告書、同法第三百二十八条の十四に規定する

特別徵收票、所得税法第二百二十五条第一項

第四号若しくは第八号に規定する支払に関する

調書又は同法第二百二十六条第二項若しく

は第三項に規定する源泉徵收票に関する事務

に限る。）

十二 平成二十五年法律第六十三号附則第七十

五条第二項の老齢を支給理由とする年金であ

る給付又は一時金である給付の支給に関する

事務（相続税法第五十九条第一項に規定する

調書、地方税法第三百十七条の六第四項に規

定する公的年金等支払報告書、同法第三百二

八条の十四に規定する特別徵收票、所得税

法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八

号に規定する支払に関する調書又は同法第二

百二十六条第二項若しくは第三項に規定する

源泉徵收票に関する事務に限る。）

第七十一条 法別表第一の九十八の項の主務省令

で定める事務は、次のとおりとする。

二 難病の患者に対する医療等に関する法律第

六条第一項の支給認定の申請の受理、その申

請に係る事実についての審査又はその申請に

対する応答に関する事務

三 難病の患者に対する医療等に関する法律に

よる医療受給者証に関する事務

四 難病の患者に対する医療等に関する法律第

十条第二項の支給認定の変更に関する事務

五 難病の患者に対する医療等に関する法律第

十一条第一項の支給認定の取消しに関する

事務

六 難病の患者に対する医療等に関する法律第

三十七条の資料の提供等の求めに関する事務

七 難病の患者に対する医療等に関する法律施

行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百二十

一号）第十三条第一項の申請内容の変更の届

出の受理、その届出に係る事実についての審

査又はその届出に対する応答に関する事務

八 難病の患者に対する医療等に関する法律第

三十七条の資料の提供等の求めに関する事務

九 難病の患者に対する医療等に関する法律第

三十七条の資料の提供等の求めに関する事務

第十 難病の患者に対する医療等に関する法律第

三十七条の資料の提供等の求めに関する事務

第十一 難病の患者に対する医療等に関する法律第

三十七条の資料の提供等の求めに関する事務

第十二 難病の患者に対する医療等に関する法律第

三十七条の資料の提供等の求めに関する事務

第十三 難病の患者に対する医療等に関する法律第

三十七条の資料の提供等の求めに関する事務

第十四 難病の患者に対する医療等に関する法律第

三十七条の資料の提供等の求めに関する事務

第十五 難病の患者に対する医療等に関する法律第

三十七条の資料の提供等の求めに関する事務

第十六 難病の患者に対する医療等に関する法律第

三十七条の資料の提供等の求めに関する事務

第十七 難病の患者に対する医療等に関する法律第

三十七条の資料の提供等の求めに関する事務

第十八 難病の患者に対する医療等に関する法律第

三十七条の資料の提供等の求めに関する事務

第十九 難病の患者に対する医療等に関する法律第

三十七条の資料の提供等の求めに関する事務

法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとする。

附 則

（施行期日）
附 則（平成二七年一〇月三〇日内閣府・総務省令第三号）

この命令は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第二十四条の四に係る部分に限る。）は、平成二年四月一日から施行する。

（経過措置）
年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年十月一日から施行する。）

第六十九条から第七一条までの規定の適用については、第六十九条中「九十六の項」とあるのは「九十五の項」と、第七十条中「九十七の項」とあるのは「九十六の項」と、第七十一条中「九十八の項」とあるのは「九十七の項」とする。

（日本年金機構に係る経過措置）
日本年金機構は、この命令の規定にかかわらず、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年五月三十一日までの法附則第三条の二の政令で定める日までの間ににおいては、個人番号を利用してこの命令に規定する事務の処理を行うことができない。

（電子資格確認に係る経過措置）
当分の間、第二十三条の二の規定の適用については、同条中「事務は」とあるのは、「事務は」は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）附則第二十五項の電子資格確認に係る個人番号カードの交付の申請に必要な支援に必要な支援に関する事務のほか」とする。

（附 則（平成二八年三月三〇日内閣府・総務省令第五号））
この命令は、公布の日から施行する。ただし、第七条の改正規定は平成二十九年四月一日から第四十三条の二の次に一条を加える改正規定及び第四十四条の次に一条を加える改正規定により第四十三条の二の次に一条を加える改正規定及び第四十四条の次に一条を加える改正規定は個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）附則第一条第六号に係る規定の施行の日から、第六十四条の改正規定及び第七十一条の次に一条を加える改正規定による特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）附則第一条第六号に係る規定の施行の日から施行する。

（附 則（平成二八年三月三〇日内閣府・総務省令第六号））
この命令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第七条及び第八条の改正規定は平成二十九年四月一日から施行する。

（附 則（平成二八年一二月二二一日内閣府・総務省令第二号））
この命令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第七条及び第八条の改正規定は平成二十九年四月一日から施行する。

（附 則（平成二九年三月三一日内閣府・総務省令第三号））
この命令は、公布の日から施行する。

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）附則第二十六条の電子資格確認に係る個人番号カードの交付の申請に必要な支援に関する事務のほか」とする。

（附 則（平成二七年一〇月三〇日内閣府・総務省令第三号））
この命令は、公布の日から施行する。ただし、第二十四条の四に係る部分に限る。）は、平成二十八年四月一日から施行する。

（附 則（平成二七年一二月二二一日内閣府・総務省令第六号））
この命令は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

（附 則（平成二八年三月三〇日内閣府・総務省令第五号））
この命令は、公布の日から施行する。ただし、第七条の改正規定は平成二十九年四月一日から施行する。

（附 則（平成二八年一二月二二一日内閣府・総務省令第六号））
この命令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第七条及び第八条の改正規定は平成二十九年四月一日から施行する。

（附 則（平成二九年三月三一日内閣府・総務省令第二号））
この命令は、公布の日から施行する。

（附 則（平成二九年三月三一日内閣府・総務省令第三号））
この命令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第七条及び第八条の改正規定は平成二十九年四月一日から施行する。

この命令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年七月一四日内閣府・総務省令第五号)

この命令は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第十八条に係る改正規定は平成二十九年七月二十六日から、第六十八条の二に係る改正規定は年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第二百二号)の施行の日(平成三十一年十月一日)から施行する。

附 則 (平成三十一年三月三一日内閣府・総務省令第二号)

この命令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年六月八日内閣府・総務省令第四号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十一年九月二八日内閣府・総務省令第七号)

この命令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十条第二十八号の改正規定 平成三十一年十月一日

二 第三十条第三十七号の次に一号を加える改正規定 平成三十一年十一月一日

三 第三十条第六号の改正規定 平成三十一年十二月一日

附 則 (平成三十一年三月二九日内閣府・総務省令第三号)

この命令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年五月三一日内閣府・総務省令第二号)

この命令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年五月三一日内閣府・総務省令第三号)

この命令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年五月三一日内閣府・総務省令第四号)

この命令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)附則第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (令和元年五月三一日内閣府・総務省令第六号)

この命令は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るために健康保険法等の一部を改正する。(施行期日)

附 則 (令和元年九月二七日内閣府・総務省令第六号)

この命令は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るために健康保険法等の一部を改正する。

する法律(令和元年法律第九号)附則第一条第

四号に掲げる規定の施行の日から施行する。た

だし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年一月二九日内閣府・総務省令第一号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年五月一九日内閣府・総務省令第三号)

この命令は、デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第七十二条の次に一条を加える改正規定は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 (令和四年一二月二日デジタル

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第二十三条の二の規定の適用については、同条中「事務は」とあるのは、「事務は、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令(令和元年財務省令第二十五号)附則第二条の電子資格確認に係る個人番号カードの交付の申請に必要な支援に関する事務のほか」とする。

附 則 (令和四年一二月九日デジタル

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第三十条の二の規定の適用については、同条中「事務は」とあるのは、「事務は、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令(令和元年内閣府・総務省・文部科学省令第五号)附則第二項の電子資格確認に係る個人番号カードの交付の申請に必要な支援に関する事務のほか」とする。

附 則 (令和三年五月二〇日内閣府・総務省令第五号)

この命令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (令和三年六月一一日内閣府・総務省令第六号)

この命令は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (令和三年七月一二日内閣府・総務省令第七号)

この命令は、令和三年七月二十六日から施行する。

附 則 (令和三年七月三〇日内閣府・総務省令第八号)

この命令は、公布の日から施行する。ただし、第七十三条の改正規定及び同条を第七十四条とし、第七十二条の次に一条を加える改正規定は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (令和三年七月三〇日内閣府・総務省令第七号)

この命令は、令和三年七月二十六日から施行する。

附 則 (令和三年七月三〇日内閣府・総務省令第二号)

この命令は、令和三年七月二十六日から施行する。

附 則 (令和三年七月三〇日内閣府・総務省令第三号)

この命令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年四月一日内閣府・総務省令第七号)

この命令は、雇用保険法等の一部を改正する法律(令和二年法律第十四号)の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附 則 (令和二年四月一日内閣府・総務省令第三号)

この命令は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十号)の公布の日(令和二年六月五日)から施行する。

附 則 (令和二年八月三一日内閣府・総務省令第九号)

この命令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和二年九月一日)から施行する。

附 則 (令和二年八月三一日内閣府・総務省令第六号)

この命令は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るために健康保険法等の一部を改正する。

附 則 (令和四年一月二九日内閣府・総務省令第一〇号)

この命令は、令和四年十月一日から施行する。

附 則 (令和四年二月二日デジタル

府・総務省令第一一〇号)

この命令は、令和四年十月一日から施行する。

附 則 (令和四年九月三〇日デジタル

府・総務省令第一一〇号)

この命令は、令和四年十月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月二二日デジタル

府・総務省令第一一〇号)

この命令は、令和四年三月二二日から施行する。

附 則 (令和四年七月二二日デジタル

府・総務省令第一一〇号)

この命令は、令和四年七月二二日から施行する。

附 則 (令和四年七月二二日デジタル

府・総務省令第一一〇号)

この命令は、令和四年七月二二日から施行する。